

第28号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（病院事業管理者の給与の特例）

第3条 病院事業管理者の給料の月額は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例（平成19年島根県条例第 号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例中第1条の改正規定は公布の日から、第3条を第4条とし、第2条の次に1条を加える改正規定は平成19年4月1日から施行する。